

広島市建築設計業務検査技術基準

(基準の趣旨)

第1条 この技術基準は、広島市建設コンサルタント等業務検査要領第10条に基づき、広島市が発注する建築設計業務（以下「業務」という。）の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、業務の成果物を対象として、契約書及び設計図書に基づき、業務の遂行に求められる設計図書の出来栄え、設計の達成度について適否の判断を行うものとする。

(設計図書の出来栄えの検査)

第3条 設計図書の出来栄えの検査は、図面表記、図面の不足・単純ミス、資料等の整理等に関する記録と契約図書とを対比し、検査の視点（別表1）に基づき行うものとする。

(設計の達成度の検査)

第4条 設計の達成度の検査は、設計与条件の理解、提案内容、検討状況、コスト把握能力、施工面の知識等に関する記録と契約図書とを対比し、検査の視点（別表1）に基づき行うものとする。

別表1 検査の視点

項目	検査の視点
設計図書の出来栄え	図面表記
	図面の不足、単純ミス
	資料等の整理
	数量計算書、数量調書等（積算）
	資料の整理（積算）
設計の達成度	設計与条件の理解
	提案内容、検討状況、コスト把握能力
	施工面の知識

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。